

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成23年12月20日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において平成24年1月12日から同年2月1日まで縦覧に供する。

平成24年1月6日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
丸亀市土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (ため池補修事業) 庄之池地区	丸亀市産業文化部農 林水産課
丸亀市飯山町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (農道改修事業) 楠見地区	”
多度津町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (樋門改修事業) 山階水附池地区	多度津町産業課
”	単独県費補助土地改良事業 (揚水施設改修事業) 奥白方畑かん地区	”